

目次

VIII. 管理運営

| | |
|--------------------|--------------------|
| 1. 運営の方針 | 6. 情報公開 |
| 2. 大学運営 | 6.1 法人文書の管理, 公開・開示 |
| 2.1 意思決定の方法と体制 | 6.2 財務公開 |
| 3. 財政 | 6.3 自己点検・評価の公表 |
| 3.1 財政状況 | 6.4 個人情報管理, 開示 |
| 3.2 資産及び債務の状況 | 7. 点検・評価活動 |
| 3.3 経常収益及び経常費用 | 7.1 組織 |
| 3.4 予算編成の基本方針と予算配分 | 7.2 自己点検・評価 |
| 3.5 概算要求事項 | 7.3 国立大学法人評価 |
| 4. 人事 | 7.4 職員評価 |
| 4.1 職員の選考・採用システム | 7.4 大学機関別認証評価 |
| 4.2 事務組織と業務内容の見直し | 8. 監査体制 |
| 4.3 事務職員の資質向上 | 9. 危機管理 |
| 5. 福利厚生 | |
| 5.1 人権 | |
| 5.2 健康管理 | |

VIII 管理運営

1. 運営の方針

本学は、大分大学憲章の前文において、教育、研究、社会貢献の諸課題の解決のためには、「大学の組織と運営について、主体的な点検・評価を踏まえながら不断の改革を実行することが不可欠である」と示し、運営方針における基本理念を次のように掲げている。

1. 大分大学は、自主的・自律的な教育研究と管理運営のもと、活動内容の継続的な質的向上を図るとともに、情報を積極的に公開し、社会への説明責任を果たすよう努める。
2. 大分大学は、社会と時代の変化に対応し得る、機能性に優れた柔軟な運営体制の構築を目指す。

また、学長は就任に当たって、「中期目標・計画を早期に安定達成すべく、執行部の強いリーダーシップ及び教職員の積極性に基づいた、戦略的でしなやかな大学運営を心がけるとの方針」を明らかにするとともに、平成18年度第1回経営協議会において、「評価に対する対応」、「両キャンパス間の交流促進」、「迅速な意思決定システムの構築」、「構成員全員による情報の共有」、「学生の目線に立った教育システム」、「研究の柱の構築」、「地域とともに歩む大学づくり」、「附属病院を地域の医療センターへ」、「予算の効率的な活用と競争的資金の獲得」、「中長期的な人件費管理方針の検討」などの平成18年度の大学運営における課題を提起した。

2. 大学運営

2.1 意思決定の方法と体制

2.1.1 全学的な意思決定の方法と体制

(現状)

本学は、平成 18 年度から資料 2.1.1-1 のとおり全学委員会方式を部門会議制とし、法令上設置しなければならない委員会以外は、各理事の下に設置された部門会議において原案作成を行い、事案にもよるが運営会議、教育研究評議会、経営協議会、役員会の審議を経て意思決定している。

また、学長を中心としたマネジメントを実施するため、学長、理事、学長補佐及び学長特別補佐を構成員とする「学長室」において大学運営上の諸問題解決のための方向付けを行い、理事の下に設置された理事室と部門会議が協力して実際の問題解決や大学運営を理事の責任の下で速やかに行うようにしている。また、学長直属のブレーンとして、長期的な経営戦略全般に関する調査・研究・検討を行う「戦略会議」、中期目標・中期計画などの当面及び中期的な経営戦略や戦略会議で検討された長期的な戦略に即した将来計画などの検討を行う「将来計画会議」、持続的発展を見据えた人事政策・制度案を策定する「人事政策会議」を設置している。

(評価)

前年度の決定に基づき、全学委員会方式を部門会議制とし、学長、理事の下で迅速な意思決定が行える体制のもとで運営を展開した。この実行は大いに評価し得る。今後は、再編後の意思決定体制についての検証と見直しを行い、より有効な体制へと改革するチェックとアクションの段階となる。

資料 2.1.1-1 全学的な意思決定体制（平成 18 年度実施）

| 学 長 | | | |
|--|---|---|--|
| 役員会 経営協議会 教育研究評議会 人事政策会議 将来計画会議 評価委員会 運営会議 | 戦略会議 学長室 | 理事（総務担当） 【連携】 学長補佐 （評価担当） | 組織運営・企画部門会議，人事部門会議，評価部門会議，情報公開委員会，個人情報保護管理委員会，苦情処理委員会，職員福利厚生運営委員会，安全衛生管理委員会，衛生委員会，懲戒審査委員会（調査委員会含む），教育職員懲戒審査委員会（調査委員会含む），イコール・パートナーシップ委員会（調停委員会，調査委員会含む），学内共同教育研究施設等管理委員会，評価情報分析室 |
| | | 総務・企画室 | |
| | | 理事（教育担当） 【連携】 学長特別補佐 （教育プロジェクト担当） | 入試部門会議，教務部門会議，大学院部門会議，キャリア開発部門会議，学生支援部門会議，身体に障害のある学生の支援委員会，日本学生支援機構大学院第1種奨学金返還免除候補者選考委員会，各センター運営委員会（高等教育開発センター，保健管理センター） |
| | | 教育・学生支援室 | |
| | | 理事（研究・情報担当） 【連携】 学長特別補佐 （研究プロジェクト担当） | 研究戦略・推進部門会議，学術情報部門会議，各センター等運営委員会（総合情報処理センター，総合科学研究支援センター，コミュニティ総合科学研究センター，福祉科学研究センター，先端医工学研究センター，附属図書館），遺伝子組換え実験安全委員会，放射線安全管理委員会，教育研究用エックス線障害防止委員会 |
| | | 研究・情報室 | |
| 理事（国際・社会連携担当） | 国際戦略・推進部門会議，広報推進部門会議，産学官連携推進部門会議，大学開放推進部門会議，各センター等運営委員会（地域連携推進機構，留学生センター，地域共同研究センター，VBL，生涯学習教育研究センター） | | |
| 国際・社会連携室 | | | |
| 理事（財務担当） | 財務部門会議，施設環境整備部門会議，予算委員会 | | |
| 財務・施設室 | | | |
| 理事（医療担当） | 経営管理部門会議，医療政策・安全管理部門会議，地域医療連携・教育部門会議，各種委員会 | （医療担当理事が非常勤の場合） 学長補佐（医療担当） | |
| 医療支援室 | | | |

（出典：国立大学法人大分大学理事室規程（平成 18 年 2 月 27 日制定），国立大学法人大分大学理事室部門会議要項（平成 18 年 2 月 27 日制定））

2.1.2 各部署の意思決定方法と体制

(現状)

各学部の意志決定は教授会で行っている。教授会構成員は、資料 2.1.2-1 のように学部によって異なっており、工学部のみ代議員会制を併用している。なお、医学部では、平成 19 年度実施を目指して、副学部長制の強化を検討し、工学部では、平成 19 年度から助教の職位が導入されることを機に、工学部教員の学部運営に係る情報の共有化を図るために、従来の教授会と幹事会の合同会議を見直し、工学部全教員を構成員とする教員会議を平成 19 年度から設置することとした。

大学院のいずれの研究科においても研究科委員会が意志決定機関として位置づけられているが、構成員は研究科ごとに異なる。

学内共同教育研究施設等の管理運営に係る基本方針、任用人事、役職者等の選考、予算・決算および概算要求に関しては、学内共同教育研究施設等管理委員会において審議・検討している。各センター等の運営に関しては、それぞれの運営委員会が審議している。

(評価)

各部署における意思決定体制の構築が積極的に図られている。しかし、より効率的な意志決定、情報の共有化、迅速な実行などを目的とし審議機関のあり方のさらなる検討が必要である。

各部署における意思決定体制を見直し、より効率的な運営が図られている。今後も情報の共有化、迅速な実行などに留意して、審議会等の機関のあり方を継続して検討する。

資料 2.1.2-1 各部署の意思決定体制

| | | |
|------------------|--|--|
| 教育福祉科学部 | 学部長，副学部長（学務担当，研究担当，総務担当の3名） | |
| | 審議機関 | 教授会（構成）学部長，教授，助教授，講師，助手 |
| 経済学部 | 学部長 | |
| | 審議機関 | 教授会（構成）学部長，教授，助教授，講師，助手 |
| 医学部 | 学部長，副学部長（教育担当，研究担当，社会貢献担当の3名） | |
| | 審議機関 | 教授会（構成）学部長，教授 |
| 工学部 | 学部長，副学部長（評価担当の1名） | |
| | 審議機関 | 教授会（構成）学部長，教授，助教授，講師 代議員会（構成）学部長，評議員，学科長（副学科長を含む），各学科から講師以上の者各1名（教授会及び研究科委員会から付託された事項を審議） 教員幹事会（毎月，教授会及び教員幹事会として開催）（構成）学部長，各学科の教授1名，助教授（講師）1名，助手1名 |
| 教育学研究科 | 研究科長 | |
| | 審議機関 | 研究科委員会（構成）研究科長，授業を担当する専任の教員 |
| 経済学研究科 | 研究科長 | |
| | 審議機関 | 研究科委員会（構成）研究科長，授業を担当する専任の教員 |
| 医学系研究科 | 研究科長 | |
| | 審議機関 | 研究科委員会（構成）研究科長，大学院担当の専任教授 |
| 工学研究科 | 研究科長，研究指導委員長 | |
| | 審議機関 | 研究科委員会（構成）研究科長，研究科の研究指導を担当する教授又は助教授，研究科の研究指導の補助を担当する教員のうち，研究科委員会が必要と認めた者 博士後期課程研究指導委員会（構成）委員長，専攻の博士後期課程研究指導担当教員のうちから選出された者 |
| 福祉社会科学研究科 | 研究科長 | |
| | 審議機関 | 研究科委員会（構成）研究科長，研究科の授業を担当する教員 |
| 学内共同教育研究施設等管理委員会 | （構成）理事（総務担当），学部長（研究科長），施設の長（学内共同教育研究施設等の管理運営の基本方針等を審議） | |
| 学内共同教育研究施設 | 各センター長，所長または施設長 | |
| | 審議機関 | 各運営委員会 |

（出典：各学部教授会規程，各大学院研究科委員会規程，教育福祉科学部副学部長の選考に関する内規，医学部副学部長規程，工学部副学部長に関する規程，工学部代議員会内規，各施設運営委員会規程，学内共同教育研究施設等管理委員会規程から作成）

2.1.3 各種委員会（部門会議）

（現状）

教育研究及び大学運営に関する事項を審議し，施策案をとりまとめ，学内の円滑な合意を図るために，法令等により設置が定められた委員会以外は原則的廃止し，各理事の下に部門会議を設けて，委員会方式による大学運営の原則的廃止と，理事の下で運営される部門会議制を導入し，学長のリーダーシップ

に基づく迅速な意志決定を行うための効率的な運営体制を整備した（資料 2.1.3-1）。

他方、大学経営に係る全学的な合意形成を推進するために、諸会議の情報を迅速に共有するシステムを整備するなど、学内専用ホームページを活用したさまざまな環境の整備を行った。

（評価）

全学委員会方式を部門会議制に変更するなど、課題解決のために迅速な意思決定を行う運営体制の改善に積極的に努力しているとともに、全学の合意形成を推進する前提として情報の共有化のために様々な努力がなされている。

資料 2.1.3-1 理事室、部門会議と全学委員会の関係（平成 18 年度実施）

◎：法令，法人内部規則等により設置する委員会等，改編後も残すもの

▲：知的財産本部，各センターに属する委員会として残すもの

| 理事室 | 部門会議等 | 旧全学委員会等 |
|------------|---|---|
| 総務・企画室 | 組織運営・企画部門会議 | 運営組織等検討委員会，中期目標等策定委員会，中期目標等策定総務専門部会 |
| | 人事部門会議 | 人事制度等検討委員会，教員定年問題検討委員会，兼業審査会 |
| | 評価部門会議 | 法人評価専門委員会，職員評価専門委員会，教員評価専門部会，事務系職員評価専門部会 |
| | | ◎情報公開委員会，個人情報保護管理委員会，将来計画委員会（将来計画会議へ移行），苦情処理委員会，職員福利厚生運営委員会，安全衛生管理委員会，衛生委員会，懲戒審査委員会（調査委員会含む），教育職員懲戒審査委員会（調査委員会含む），イコール・パートナーシップ委員会（調停委員会，調査委員会含む） |
| （各センター） | ▲学内共同教育研究施設等管理委員会 | |
| 教育・学生支援室 | 入試部門会議 | 入学試験委員会，入学試験実施委員会，入学者選抜方法研究委員会，入試広報委員会，入学資格審査委員会 |
| | 教務部門会議 | 中期目標等策定教育専門部会，教務委員会 |
| | 大学院部門会議 | 大学院委員会 |
| | 学生支援部門会議 | 体育施設管理運営委員会，学生会館管理運営専門委員会，学生生活支援委員会 |
| | キャリア開発部門会議 | 就職委員会 |
| | ◎身体に障害のある学生の支援委員会，日本学生支援機構大学院第 1 種奨学金返還免除候補者選考委員会 | |
| （教養教育実施機構） | ▲教養教育実施機構運営委員会（新設）（現教養教育委員会から移行） | |
| （各センター） | ▲高等教育開発センター運営委員会，保健管理センター運営委員会 | |

| | | |
|---|--|--|
| 研究・情報室 (知的財産本部) (各センター) | 研究戦略推進部門会議 | 中期目標等策定研究専門部会，研究推進委員会，研究推進専門委員会 |
| | 学術情報部門会議 | |
| | ◎遺伝子組換え実験安全委員会，放射線安全管理委員会，教育研究用エックス線障害防止委員会，附属図書館運営委員会，医学分館運営委員会，電子ジャーナル検討専門委員会 | |
| | ▲発明委員会，知的財産本部運営委員会，知的財産本部各専門部会 | |
| ▲総合科学研究支援センター放射線障害予防部会，総合情報処理センター運営委員会，総合科学研究支援センター運営委員会，福祉科学研究センター運営委員会，コミュニティ総合研究センター運営委員会，先端医工学研究センター運営委員会 | | |
| 国際・社会連携室 (各センター) | 国際戦略・推進部門会議 | 国際交流・学術振興基金運用委員会，中期目標等策定社会連携専門部会，国際交流委員会 |
| | 広報推進部門会議 | 広報委員会，広報誌編集専門委員会，ホームページ専門委員会 |
| | 産学官連携推進部門会議 | 地域連携推進機構運営協議会，地域連携推進機構連絡会 |
| | 大学開放推進部門会議 | 大学開放事業委員会，大学開放イベント実行委員会 |
| | ▲地域共同研究センター運営委員会，留学生センター運営委員会（国際交流会館運営委員会を統合），ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー運営委員会，生涯学習教育研究センター運営委員会，公開講座専門委員会（生涯学習教育研究センター関連） | |
| 財務・施設室 | 財務部門会議 | 中期目標等策定財務専門部会 |
| | 施設環境整備部門会議 | 施設整備委員会，且野原キャンパス交通対策専門委員会，挟間キャンパス施設整備委員会，防火管理委員会 |
| | ◎予算委員会 | |
| 医療支援室 (理事が常勤の場合) | 経営管理部門会議 | 医学部・附属病院の関連各種委員会 |
| | 医療政策・安全管理部門会議 | |
| | 地域医療連携教育部門会議 | |

(出典：平成17年度第12回運営組織等検討委員会資料から)

3. 財政

3.1 財政状況

(現状)

本学は、国から措置される運営費交付金と、学生生徒等納付金収入や診療収入といった自主財源を主な収入財源として運営している。

本学における平成 18 年度予算編成の基本方針については、予算委員会にて案を作成し、経営協議会・教育研究評議会、及び役員会の議を経て学長が決定した。

基本方針の決定を受け、平成 18 年度収入・支出予算書(案)を予算委員会にて作成し、経営協議会・教育研究評議会及び役員会の審議を経て、学長が平成 18 年度収入・支出予算書を決定した。(資料 R3. 1-4) 国立大学法人評価委員会による平成 16 年度評価結果を踏まえ、「学長裁量経費」については、「部局長裁量経費」との区分の一層の明確化を図る観点から、戦略的経費として一層の重点化を図るため、配分対象経費や選定プロセスの等の見直しを行った。

収入のうち、運営費交付金収入と学生生徒等納付金収入が収入全体の約 50%を占めている。今後は、効率化係数の適用による運営費交付金の減少や、少子化による検定料収入の減少など、これらの収入が伸びることが期待できないことから、外部資金の獲得など多様な自主財源の安定確保を図るとともに、収入と支出の均衡に努め、健全かつ持続可能な財政運営に努める必要がある。

そこで、財政運営の健全性を確保するための対応策を明らかにするため、平成 17 年度に人件費シミュレーションを含めた財政運営の基本指針(中期財政計画)を策定した。

(評価)

財政運営の基本方針を策定する際には、国立大学法人評価委員会による評価結果を反映し、運営に活用するなど、財務運営の健全性を確保するための方策の検討が図られている。

3.2 資産及び債務の状況

(現状)

保有する資産は、法人設立時における国からの現物出資によるところが大きく、515 億円余である(資料 3. 2-1 参照)。

一方、債務は、国立大学法人の特徴として、運営費交付金債務や寄付金債務・資産見返負債等、必ずしも支払い義務のない債務が多く計上されており、要返済債務としては借入金の 63.5 億円と、リース債務の 20.9 億円、及び未払金の 24.3 億円を加えた 108.7 億円となる。

要返済債務のうち、借入金については、附属病院における診療設備の整備に充てたものであり、診療収入をもって償還する。また、リース機器等はリース債務の支払計画に沿って取得されたものであり、期末の未払金 24.3 億円に対して、保有する現金預金は 49.6 億円である。

(評価)

大学運営に必要な資産を有しており、債務超過も見受けられない。

3.3 経常収益及び経常費用

(現状)

平成 18 年度における経常収益(年間収入)は、247 億円余であり、前年度に比べ 3.4 億円の減益となっている。(資料 R3. 3-1) 前年度との変動の主な要因は、運営費交付金収益△1.7 億円、附属病院収益の△1.5 億円の減益である。

また、経常費用（年間支出）は239億円であり、前年度に比べ1.7億円余り減少している。変動の主な要因は、人件費（退職手当を含む）1億円弱の減、診療設備等に係る減価償却費の減少に伴うものが主な要因である。

外部資金の獲得については、科学研究費補助金の応募・採択が増加し、また共同研究費等についても平均的な件数・金額を上回っており、獲得に向けた改善努力を行っているが、今後も継続的な取組が必要である。（詳細については「研究：3 研究資金」を参照のこと。）

経常利益は約8億円であり、目的積立金取崩額を加えた、当期総利益は9億円余りであり、黒字決算となった。

（評価）

収益が費用を上回っており健全な状態であると言える。

3.4 予算編成の基本方針と予算配分

（現状）

平成19年度予算編成の基本方針の策定にあたっては、科学研究費補助金に係る中期目標の達成状況を踏まえ、科学研究費申請状況を基盤的な研究費に反映させることとした。また、本学財政の健全な運営に資するために、年度間の財源の調整を図り、主に中期計画中の緊急やむを得ない経費の不足を補うための「財政調整資金」を設置した。学長裁量経費については、平成18年度の見直しを継続するとともに、本学が定めた「設備マスタープラン」及び「学術情報基盤整備計画」への適切な対応を図るための経費を増額した。

（評価）

予算編成方針を毎年度見直し、適正な予算編成・予算配分を行っている。

3.5 概算要求事項

（現状）

平成19年度概算要求に当たっては、大分大学憲章に則り、中期目標・中期計画の内容を踏まえ、社会的要請に適切に対応する人材養成・新たな知の創造等につながる学術研究の推進を図るための体制の整備や、大学院充実等に伴う施設の狭溢解消・卓越した研究拠点・先端医療に対応した附属病院・老朽化した施設の改善について重点的に要求することを基本方針とした。

平成19年度概算要求における新規事業として「教育臨床的対応力育成のための「教育臨床実習」プロジェクト」、「東アジアにおけるヘリコバクター・ピロリ感染と胃癌研究の拠点形成」及び「ICTを活用した双方向型再生モデル構築事業」の3件が認められた。

また、平成20年度概算要求については、要求書作成上の留意点をまとめたマニュアルの作成や、さらなる取組の早期化を図った。前年度に引き続き全学的視点に立った戦略性・一貫性のある教育研究事業計画の方向付けと、それに沿った適切な概算要求を行う必要から、学長特別補佐や戦略会議委員等からなる概算要求事項評価員を設置した。

（評価）

概算要求に関する説明会の実施、要求書作成上の留意点をまとめたマニュアルを作成するなど、本学の特色を活かした取組ができている。

4. 人事

4.1 職員の選考・採用システム

(現状)

平成 17 年度に人事政策会議及び戦略会議を設置し、平成 21 年度までの間の学長裁量定員を確保することにより、大学運営上重点的な分野及び戦略的に取り組む分野に対応できる人事システムを設定した。

教員については、「教員選考の基本方針」に基づき、外国人、女性及び社会人の積極的な任用に配慮している。事務系職員の採用については、九州地区の国立大学法人が共同で採用試験を実施し、試験合格者から採用している。一方、特定の経験や資格等を必要とする職務については、本学が独自に公募している。また、寄附講座の設置および寄附講座への教員受入れに関する規程を制定し、受入体制を整えるとともに、民間の経費による教授受入体制を整え、平成 18 年 4 月から受入れた。

平成 18 年度における新規採用状況は、資料 4.1-1 に示すとおりである。全体的な新規採用状況での女性の割合は高いが、看護師等の特定の職種に偏っているのが実情である。事務・技術系職員に関しては、事務職員 1 名、産休代替職員 3 名、教室系技術職員 1 名、診療情報管理士 1 名を採用した。

また、平成 18 年度からキャリア開発課を設け、その課長を民間から公募し採用した。

(評価)

「教員選考の基本方針」を定め、外国人、女性及び社会人の積極的な任用に配慮している。また、学長から外国人、女性等の積極的な任用について、各学部等に依頼した。

資料 4.1-1 平成 18 年度新規職員採用状況

(単位：人)

| | 外国人 | | | 日本人 | | | 総計 |
|----------|-----|---|---|-----|----|-----|-----|
| | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | |
| 大学教員 | 2 | 0 | 2 | 45 | 10 | 55 | 57 |
| 附属学校教員 | 0 | 0 | 0 | 13 | 8 | 21 | 21 |
| 医療・看護系職員 | 0 | 0 | 0 | 4 | 59 | 63 | 63 |
| 事務・技術系職員 | 0 | 0 | 0 | 9 | 6 | 15 | 15 |
| 総計 | 2 | 0 | 2 | 71 | 83 | 154 | 156 |
| 前年度総計 | 2 | | 2 | 52 | 85 | 137 | 139 |

4.2 事務組織と業務内容の見直し

(現状)

事務組織の構成は、資料 4.2-1 のとおりである。

平成 18 年度には、総務体制を強化するために、総務課と企画・評価課を一体化して総務企画課とし、研究に対するサポートを一層強化するため学術協力課を研究推進課とし、調達事務における内部統制体制を明確にするため資金・経理課を資金管理課と調達室に分離し、学生のキャリア形成と就職へのサポートを充実するためにキャリア開発課を新たに設置した。

(評価)

事務組織は常に見直され、適切に設置されている。今後も、状況に応じて、柔軟に事務組織を改編していく。

資料 4.2-1 事務組織

| | |
|------------|------------------------------|
| 総務部 | 総務企画課，人事課 |
| 研究・社会連携部 | 研究推進課，地域連携推進課，学術情報課 |
| 財務部 | 財務課，資金管理課，調達室，施設企画課，施設管理課 |
| 学生支援部 | 教育支援課，学生支援課，入試課，キャリア開発課，留学生課 |
| 医学・病院事務部 | 総務課，経営管理課，学務課，医事課 |
| 教育福祉科学部事務部 | |
| 経済学部事務部 | |
| 工学部事務部 | |

4.3 事務職員の資質向上

(現状)

九州地区の国立大学法人と合同の事務職員研修会を実施するとともに、職務上有用な資格取得のための講習会等への参加経費の補助等を行い奨励している。また、放送大学の受講についても推奨している。

平成 18 年度における事務職員研修実施状況は資料 4.3-1 に示すとおりである。人事院，国立大学協会及び国立大学法人が実施する研修に参加させるとともに、衛生管理講座，衛生管理者第一種免許試験受験準備講習及び特定化学物質等作業主任者技能講習に参加させた。

(評価)

事務職員の資質向上を図るため、職員研修等を適切に実施している。引き続き、適宜に企画・運営する。

資料 4.3-1 平成 18 年度事務職員研修実施状況

| 研 修 名 | 実 施 機 関 名 | 参加人数 |
|-------------------------------|-------------|------|
| 第41～42回九州地区中堅係員研修 | 人事院九州事務局 | 2 |
| 平成18年度国立大学法人等課長級研修 | 国立大学協会 | 3 |
| 平成18年度九州地区国立大学法人等係長研修 | 国立大学法人長崎大学 | 5 |
| 平成18年度九州地区国立大学法人等技術専門職員研修 | 国立大学法人宮崎大学 | 4 |
| 平成18年度九州地区女性職員セミナー「キャリアアップ研修」 | 人事院九州事務局 | 1 |
| 平成18年度大分大学（旦野原キャンパス）技術職員研修 | 国立大学法人大分大学 | 45 |
| 平成18年度放射性同位元素等取扱施設安全管理担当教職員研修 | 国立大学法人名古屋大学 | 1 |
| 平成18年度大分大学新規採用事務系職員研修 | 国立大学法人大分大学 | 8 |
| 平成18年度国立大学協会九州地区支部研修 | 国立大学法人九州大学 | 14 |
| 衛生管理者第一種免許試験受験準備講習 | 大分県労働基準協会 | 10 |
| 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習 | 大分県労働基準協会 | 3 |

5. 福利厚生

5.1 人権

(現状)

本学は、人権に関する取組として、「大分大学イコール・パートナーシップ推進に関するガイドライン」を定め、人権侵害の防止等のために積極的に取り組んできた。ガイドラインは、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワーハラスメント、差別・偏見・いじめ、男女平等等（以下、「ハラスメント等」という。）による人権侵害のない快適な環境において、学び・研究し・働く権利を保障するためのよりどころとなっている。

具体的には、「イコール・パートナーシップ委員会」を設置し、相談及び苦情申立ての窓口とするとともに、問題解決のための通知・調停及び制裁の検討並びに人権侵害の防止等の啓発及び研修を行っている。男女平等等に関する取組として、特に「イコール・パートナーシップ委員会」の中に「男女共同参画の推進に関する調査研究プロジェクト」を設置し、現状や課題の把握と今後の解決策・改善策の研究に取り組んでいる。

なお、平成 18 年度におけるイコール・パートナーシップ委員会の開催回数及び取扱事案件数は、資料 5.1-1 のとおりである。平成 18 年度は、学長裁量経費の配分を受け、「男女共同参画の推進に関する調査研究プロジェクト」の調査・研究を進めた。

(評価)

人権に関わる「ガイドライン」を定め、ハラスメント等の問題事例に対して適切に対応しうる体制を整備している。今後も潜在的問題の把握等への対応を進める。

資料 5.1-1 イコール・パートナーシップ委員会の開催回数及び取扱事案件数

| 年度(平成) | 開催回数 | 取扱事案件数 |
|--------|------|--------|
| 18 | 3 | 2 |
| 17 | 7 | 4 |

5.2 健康管理

5.2.1 健康保持・増進のための配慮

(現状)

本学では、採用時及び海外派遣時の健康診断や作業主任者の養成など、労働安全衛生法等の改正に伴う必要な対応を適宜行っている。今後も法令や規則等（例えば、「健康増進法」「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法」等）の趣旨を踏まえ、本学独自の取組として進めていく。

また、人間ドック受診率、インフルエンザ等の予防接種受診率の向上に努めるとともに、産業医及び保健管理センターの協力の下に、健康に関するセミナーを開催して、職員の健康保持・増進に努めている。

平成 18 年度の且野原・挾間キャンパスにおけるインフルエンザワクチン接種の実施状況は、資料 5.2.1-1 のとおりであり、平成 18 年度は、王子キャンパス（附属地区）においても実施した。

また、学長の指示により王子地区、且野原地区での喫煙対策を推進するためにワーキンググループを設置し、近い将来の敷地内全面禁煙をめざすこととした（挾間地区では 19 年 1 月より実施）。

(評価)

職員の健康保持・増進のために必要な対応や改善を進めている。

資料 5.2.1-1 インフルエンザワクチン接種実施状況 (単位：人)

| | | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 |
|----------|----|----------|----------|----------|
| 且野原キャンパス | 職員 | 114 | 162 | 294 |
| | 学生 | 106 | 149 | 245 |
| | 計 | 220 | 311 | 539 |
| 挾間キャンパス | 職員 | 758 | 805 | 924 |
| | 学生 | 563 | 583 | 639 |
| | 計 | 1,321 | 1,388 | 1,563 |
| 王子キャンパス | 職員 | — | — | 61 |

※且野原キャンパスでは、平成 16 年度から、学生、職員の希望者にインフルエンザワクチン予防接種を実施している（有料）。

5.2.2 定期健康診断

(現状)

職員の健康管理のために、毎年定期的に健康診断を行っている。衛生委員会は、定期健康診断の受診状況を調査し、未受診者に対しては、部局長を通して受診指導を行った。その結果、受診状況は資料 5.2.2-1 のとおりとなった。平成 18 年度受診率は前年度（93.8%）から上昇し、99.0%となった。

また、定期健康診断の結果、指導等を必要とする職員に対しては、産業医面談等を実施し、改善指導を行った。

(評価)

定期健康診断の未受診者に対する働きかけによって、受診率向上に向け一定の成果があった。今後は教育機関であるという職場の特性に鑑み、受診率100%を目指して徹底した取組を行う。

| 地区 | 健康診断受診状況 | | | | 未受診者 | 休暇等による未受診者数 ¹⁾ | 海外、国内留学 | 職員総数 |
|-------|----------|------------------|---------------|-------|------|---------------------------|---------|-------|
| | 対象者数 | 受診者総数 (受診率%) | 受診者 内訳 | | | | | |
| 且野原地区 | 607 | 589 (97.0%) | 大学実施の健康診断受診数 | 468 | 18 | 3 内育休 1 | 2 | 612 |
| | | | 人間ドック受診者 | 100 | | | | |
| | | | 治療状況報告 | 21 | | | | |
| | | | 健康診断書 (採用時含む) | 17 | | | | |
| 王子地区 | 88 | 87 (98.9%) | 大学実施の健康診断受診数 | 74 | 1 | 4 内育休 2 | 0 | 92 |
| | | | 人間ドック受診者 | 10 | | | | |
| | | | 治療状況報告 | 1 | | | | |
| | | | 健康診断書 (採用時含む) | 2 | | | | |
| 挾間地区 | 1,178 | 1,178 (100%) | 大学実施の健康診断受診数 | 1,077 | 0 | 23 内育休 18 | 7 | 1,208 |
| | | | 人間ドック受診者 | 31 | | | | |
| | | | 治療状況報告 | 0 | | | | |
| | | | 健康診断書 (採用時含む) | 70 | | | | |
| 合計 | 1,873 | 1,854 (99.0%) | | | 19 | 30 | 9 | 1,912 |

1) 育児休業，病気休暇等

* 且野原地区における大学実施の健康診断と人間ドックのダブル受診者 10 名 (人間ドックから除く。)

5.2.3 職員の健康に関する相談状況

(現状)

職員の健康に関する相談は，保健管理センターを窓口として対応している。平成 18 年度の保健管理センター利用者数は，資料 5.2.3-1 のとおりである。

職員メンタルヘルスの体制充実のため，平成 17 年度に且野原事業場衛生委員会の下に，事業場別・部局別職員代表委員会と連携して職員の健康・福祉，勤務条件に関わる相談窓口を設置した。

保健管理センター (且野原地区) では，常勤医師に加え，非常勤医師，カウンセラーを配置し，毎週，相談日を設定して，職員，学生の心身両面の健康相談を行っている。また，講演会や健康教室を開催し，健康教育・予防教育にも力を注いでいる。

なお，保健管理センターの常勤医師が産業医 (且野原地区) を兼任し，職員の健康管理・保健指導にきめ細かく対応している。

(評価)

心身両面の相談窓口を設置し，十分対応できる体制を整え実行ある対応をしている。

資料 5.2.3-1 平成 18 年度保健管理センター利用数

(単位：人)

| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 | | |
|----------------|--------|-------------|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|-------|-----|
| 平成 18 年度 | 学 生 | 身体面 | 251 | 372 | 325 | 299 | 48 | 70 | 277 | 242 | 155 | 148 | 112 | 31 | 2,330 | |
| | | 精神面 | 82 | 113 | 102 | 142 | 32 | 61 | 70 | 79 | 63 | 53 | 76 | 37 | 910 | |
| | | 学生利用者計 | 333 | 485 | 427 | 441 | 80 | 131 | 347 | 321 | 218 | 201 | 188 | 68 | 3,240 | |
| | 職 員 | 身体面 | 30 | 22 | 50 | 45 | 25 | 33 | 46 | 23 | 32 | 27 | 23 | 34 | 390 | |
| | | 精 神 面 | カウンセリ ング | 8 | 12 | 10 | 8 | 4 | 13 | 5 | 14 | 10 | 12 | 11 | 22 | 129 |
| | | | コンサルテ ーション | 14 | 8 | 8 | 4 | 2 | 6 | 4 | 4 | 7 | 14 | 13 | 12 | 96 |
| | | | その他 | | | | | | | | 4 | 2 | 3 | 1 | 1 | 11 |
| | | 計 | 22 | 20 | 18 | 12 | 6 | 19 | 9 | 22 | 19 | 29 | 25 | 35 | 236 | |
| | 職員利用者計 | 52 | 42 | 68 | 57 | 31 | 52 | 55 | 45 | 51 | 56 | 48 | 69 | 626 | | |
| | 利用総数 | 385 | 527 | 495 | 498 | 111 | 183 | 402 | 366 | 269 | 257 | 236 | 137 | 3,866 | | |
| 前年度利用総数 | 349 | 364 | 513 | 406 | 145 | 195 | 278 | 278 | 278 | 313 | 313 | 139 | 3,571 | | | |

6. 情報公開

6.1 法人文書の管理、公開・開示

6.1.1 法人文書の管理

(現状)

本学で保有する法人文書は、学内規則に基づき管理が行われている。平成 18 年度に法人文書保存期間基準の一部を見直し、適切な保存期間となるよう整備を図った。

(評価)

学内規則に基づき、適切に管理が行われている。保存期間については、今後も他の法令等との整合性に配慮し、随時見直しを図る。

6.1.2 法人文書の公開・開示

(現状)

本学は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、保有する法人文書ファイルの名称等を一般に公開している。法人文書ファイル管理簿については、随時更新作業を行い、最新の管理簿を公開している。

平成 18 年度の開示請求受理件数は 7 件あり、うち 3 件は部分開示、4 件は不開示の決定を行った。不開示決定を行った 1 件については、不服申立を受けている。

(評価)

最新の法人文書ファイル管理簿を公開している。開示請求に対しては法に基づき適切に処理されている。

6.2 財務公開

(現状)

法令に基づき、平成 18 年事業年度財務諸表等を大分大学ホームページにおいて公表した。また、文部科学大臣の承認後に平成 18 事業年度財務諸表の官報公告を行った。

(評価)

財務諸表等を適正に公表している。

6.3 自己点検・評価の公表

(現状)

本学は、自己点検・評価に関わる規程を設け、全学的な点検・評価の結果については、本学公開ホームページ等で公表し、広く学内外の意見を聴取することとしている。また、部局ごとの自己点検・評価については、部局ごとの基準により実施することとしている。

平成 18 年度に作成した全学を対象とする平成 17 年度大分大学自己評価書は、公開ホームページ並びに学内専用ホームページに掲載し、学内外に公表した。

また、部局ごとの自己点検・評価については、教育福祉科学部及び経済学部が自己点検・評価を実施し、平成 17 年度にその結果を各学部のホームページにおいて公表した。教育福祉科学部、経済学部では平成 18 年度に外部評価を実施し、経済学部はその結果を公開ホームページに掲載し、学外に公表を行った。

(評価)

本学における自己点検・評価に関する情報公開体制は整備されつつある。今後は公開情報の整理を含めシステムの一定の整備を進めて学内外からの意見等を集約していく予定である。

6.4 個人情報の管理、開示

(現状)

本学は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」に基づき、個人情報の取扱いに関する基本的事項を定める規程等を制定している。また、法人の保有する個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うために「個人情報保護管理委員会」において、個人情報ファイル簿及び監査体制の見直し等を行っている。

平成 18 年度における開示請求受理件数は 0 件であった。

(評価)

個人情報保護に関する学内諸規程等が整備されており、具体的事項への対応組織を整備している。今後も個人情報ファイル簿及び監査体制の見直しを行っていく。

7. 点検・評価活動

(現状)

7.1 組織

本学の点検評価に関する実施組織については、理事室及び部門会議の設置と委員会の整理統合を行った結果、平成 18 年度より「法人評価専門委員会」「職員評価専門委員会」並びに「法人評価専門部会」「教員評価専門部会」「事務系職員評価専門部会」を廃止し、理事室（総務企画室）の下に評価部門会議を置き、法人評価並びに職員評価に関する事項を所掌することとした。

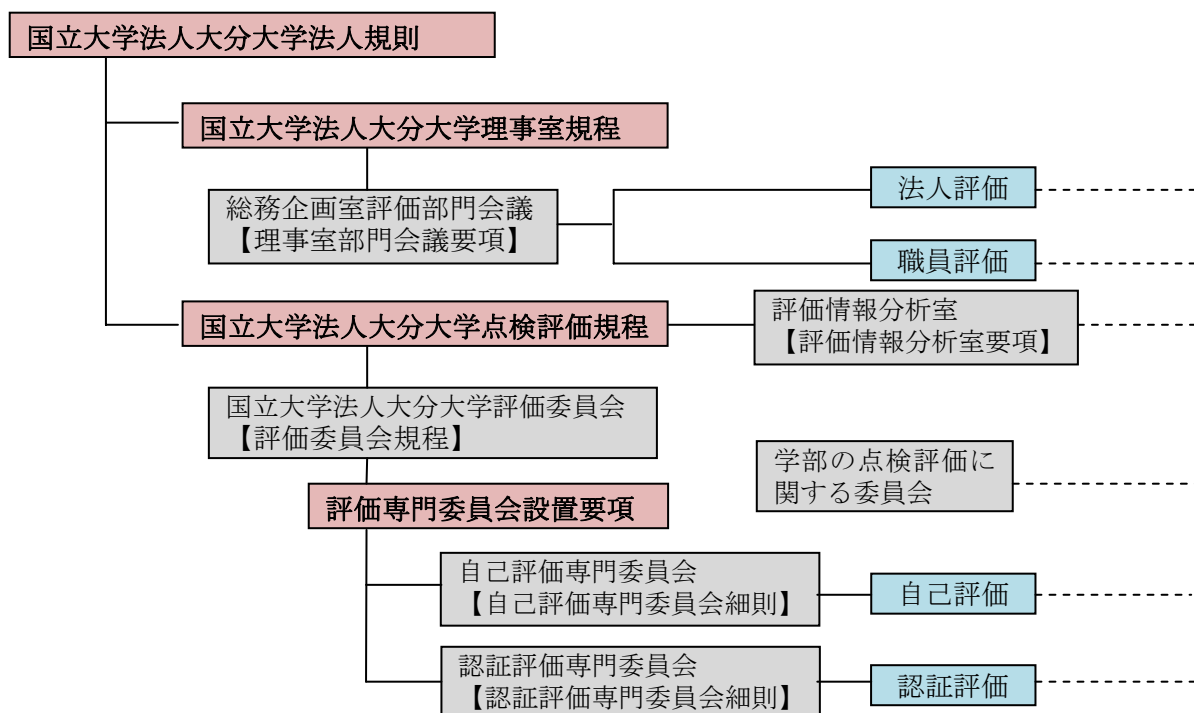
また、自己点検評価、大学機関別認証評価（認証評価）に関する事項については、従来から専門委員会制を設置し、自己評価については「自己評価専門委員会」が、認証評価については「認証評価専門委員会」がそれぞれの事項を所掌している。

また、これらの点検・評価を支援するため、「評価情報分析室」を設置し、評価情報の収集を行っている。（評価組織の概況を資料 7.1-1 に示す）

(評価)

点検・評価活動のための組織は適切に整備されている。

資料 7.1-1 評価体制図



7.2 自己点検・評価

(現状)

全学の自己点検・評価は、大学運営の責任者（理事等）が毎年行っている。なお、部局ごとの自己点検・評価は、部局ごとに設置した評価組織において自己点検・評価方法等を検討している。

平成 18 年度の全学の自己点検・評価は、自己評価専門委員会が評価項目、作業要領等を策定したうえで、平成 17 年度自己評価書を作成した。

また、部局ごとの自己点検・評価については、教育福祉科学部及び経済学部が、自己点検・評価の結果を各学部のホームページにおいて公表した。工学部は、平成 18 年度に社会貢献分野における自己評価を実施した。なお、医学部においては、平成 19 年度に自己評価を実施する予定である。

また、教育福祉科学部、経済学部では平成 18 年度に外部評価を実施し、経済学部はその結果を公開ホームページに掲載し、学外に公表を行った。

(評価)

点検・評価に関する規程、要項等を策定し、評価実施組織を設置するなど適切な自己点検・評価体制を整備している。平成 18 年度においては、全学の自己評価（平成 17 年度）を、工学部では部局の自己評価を、経済学部では外部評価を実施しており、適切に評価が実施されている。

7.3 国立大学法人評価

(現状)

本学の中期計画の進捗状況を報告するため、毎年度「事業年度に係る業務の実績に関する報告書」を国立大学法人評価委員会（文部科学省）に提出することとなっている。

学長が中期目標・中期計画、年度計画の達成に向けたメッセージを全学に発信し、各理事は年度計画進捗状況表（マイルストーン）により年度計画の進捗状況を確認し、四半期毎に学長に報告するなど、中期目標・中期計画、年度計画の早期達成を促している。

平成 18 年度は、評価部門会議において、「平成 17 事業年度に係る業務の実績に関する報告書」を作成・提出し、ヒアリングや意見申立等、評価対応を行った。

(評価)

中期目標・中期計画、年度計画の達成に向けた組織が整備され、工程管理の手法を導入している。こうした体制により、事業ごとの年度計画の達成水準は高まった。

7.4 職員評価

(現状)

本学の職員評価は、大学教員を対象とする「大学教員評価」、教育福祉科学部附属学校園の教員を対象とする「教育福祉科学部附属学校園教員評価」、並びに事務職員等を対象とする「事務職員等評価」の 3 つに分類される。

このうち、「大学教員評価」については、総務企画室評価部門会議において、教員評価に関する基本的な考え方をまとめた「大学教員評価に関する指針」「大学教員評価実施要項」「大学教員評価を実施する際の実施手順」を作成し、各部局等で評価項目及び評価基準等を定め、試行評価を実施した。

また、「教育福祉科学部附属学校園教員評価」についても、教育福祉科学部附属学校園連絡会において、「教育福祉科学部附属学校園教員評価評価実施要項」を作成し、試行評価を実施した。

事務職員等評価については、総務企画室評価部門会議の下に事務局長を座長とする「事務職員等評価WG」を設置し、「事務職員等評価実施要項」を作成した。なお、外部講師を招き評価者・被評価者に対し研修を実施した上で試行評価を実施した。

さらに、上記の職員評価の試行評価結果を踏まえ見直した上で、自己評価、認証評価、法人評価の実施要項をまとめ、「国立大学法人大分大学評価実施要項」を制定した。

(評価)

「大学教員評価」、「教育福祉科学部附属学校園教員評価」及び「事務職員等評価」について試行評価を実施した上で、規程・実施要項等を制定している。

7.5 大学機関別認証評価

(現状)

本学では、文部科学大臣に認証された認証評価機関の実施する大学機関別認証評価を、(独)大学評価・学位授与機構にて、平成19年度申請・平成20年度に受審する予定である。

(独)大学評価・学位授与機構が実施する認証評価では、機構の定める11の基準ごとに、その内容及び基本的な観点に従って、大学が自己評価書を作成し提出することとなっているため、本学では認証評価専門員会の委員を執筆責任者とし、補助者として事務員を配置したワーキンググループを設置した。

各ワーキンググループに基準を振り分け、自己評価書を作成することとなるが、その基礎資料として、自己評価書に記載する事項や資料等をまとめた「観点項目整理表」を各ワーキンググループで作成した。

(評価)

大学機関別認証評価に対して、認証評価専門委員会を中心とした実施体制を整備し、認証評価受審についての準備を着実に進めている。

8. 監査体制

(現状)

監査室による内部監査については、「平成18年度監査年次計画書」に従って、合規性並びに業務全体の内部統制の観点から、監査テーマを絞り被監査部局を指定した業務監査を年4回実施し(資料8-1、資料8-2)、会計監査では年4回の定期監査及び監査テーマを絞った重点監査(旅費、謝金、契約関係)を実施した(資料8-3、資料8-4)。なお、それぞれの監査において指導・助言を行い、指摘事項(規程整備及び業務改善等)については、被監査部局に改善依頼を行い、是正改善を図ることで業務及び財務会計の改善に取り組んだ。監査結果として是正改善件数は業務関係11件、会計関係3件であった。

また、「監査年次計画書」、「監査報告書」を学内専用ホームページに掲載して周知を図った。

(評価)

監事と会計監査人が連携し、それぞれが緊密な情報交換を行うことにより効率的な監査に努めた。

また、監査室長、財務担当理事及び監事の三者による「三者会議」を発足させ連携を図った。

資料 8-1 業務監査の実施状況

| 回 | 監査テーマ | 監査日数 | 監査員 | 対象部局等 |
|---|------------------------------------|------------------------|-----|--|
| 1 | 平成 16 年度及び平成 17 年度是正改善事項等の検証 | 5 日 H18/5/15-5/19 | 5 人 | 平成 16 年度及び平成 17 年度の業務監査において是正改善等を指摘した事項を対象 |
| 2 | 平成 17 年度法令改正等による整備状況及び規程条文等の整合性の検証 | 5 日 H18/8/24-8/30 | 5 人 | 法人規則，規程，細則，基準，要項，要領，内規，申し合わせ等 |
| 3 | 宿泊施設及び厚生補導施設の管理運営状況の検証 | 4 日 H18/11/17-11/24 | 5 人 | 鶴見臨海研修所，国際交流会館，留学生宿舍，外国人宿泊施設（挾間），学生会館，厚生施設（旦野原，挾間） |
| 4 | 労働災害の手続きの検証，諸手当（通勤，住居，扶養手当等）の検証 | 5 日 H19/2/19-11/23 | 5 人 | 総務部人事課，医学・病院事務部総務課 |

資料 8-2 業務監査結果の状況

| | |
|-------|--|
| 第 1 回 | <ul style="list-style-type: none"> 監査指摘事項等について，指摘事項に対する改善・見直し検討に非常に努力していた。また改善に努力しているが予算措置されるまでどうしても改善できない事項や，見直しや検討にある程度期間が必要な事項は，引き続き是正改善を依頼した。 |
| 第 2 回 | <ul style="list-style-type: none"> 法令改正等を常に把握して，関係ある学内規則の条文全体を見直し，引用法令等の改正部分を確認して遺漏のないように依頼した。 法人以外の規程等を準用しているものがあるが，法人で定める必要があるものは，段階的に学内で定めていくよう依頼した。 学内掲示板にある内規集で体系別に整理しているものは，担当部署別に整理するよう検討を依頼した。 |
| 第 3 回 | <ul style="list-style-type: none"> 鶴見臨海研修所の有効利用等について検討を依頼した。 学生会館，厚生施設（旦野原），国際交流会館・留学生宿舍，外国人宿泊施設・厚生施設（挾間）については，有効に利用されていた。 |
| 第 4 回 | <ul style="list-style-type: none"> 諸手当事務の作業を電算化することにより，事務の軽減及び誤支給を防ぐ体制の改善を依頼した。 通勤届の交通機関利用による通勤手当受給者，車両入構証発行状況を確認して実態を把握して認定するよう改善を依頼した。 諸手当及び給与関係の認定簿，調書等の整理及び支給額の確認について，内部統制を強化するよう改善を依頼した。 管理職手当について，センター長の支給基準の検討を依頼した。 諸手当支給状況を毎年適当な時期に受給者本人に確認する等の確認体制の検討を依頼した。 |

資料 8-3 会計監査の実施状況

| | 監査テーマ | 監査日数 | 監査員 | 対象部局等 |
|-----------------|---|----------------------------------|-----|---|
| 第1回 | 国家公務員共済組合法等に基づき、適正に経理処理され、組合員に対して公正に執行されているかの検証 | 3日 18/4/26 ～ 18/4/28 | 5人 | 総務部 |
| 第2回 | 会計経理が本学の諸規程等に従って適正に処理されているかの合规性並びに会計業務全体における牽制体制の検証 | 19日 18/7/3 ～ 18/7/31 | 5人 | 総務部, 研究・社会連携部, 財務部, 学生支援部, 教育福祉科学部, 経済学部, 工学部, 医学・病院事務部 |
| 第3回 | 科学研究費補助金について、会計規則等に従って適正に使用しているかの検証 | 12日 18/10/10 ～ 18/10/31 | 5人 | 研究・社会連携部, 財務部, 教育福祉科学部, 経済学部, 工学部, 医学・病院事務部 |
| 第4回 | 会計経理が本学の諸規程等に従って適正に処理されているかの合规性並びに会計業務全体における牽制体制の検証 | 19日 18/12/1 ～ 18/12/27 | 5人 | 総務部, 研究・社会連携部, 財務部, 学生支援部, 教育福祉科学部, 経済学部, 工学部, 医学・病院事務部 |
| 重点監査 (旅費・謝金) | 旅費の過大支給, 所得税の徴収漏れ, 資金プール等の不正行為のないことの確認 | 5日 18/9/26 ～ 18/10/2 | 5人 | 財務部 |
| 重点監査 (契約) | 契約関係に重点をおき, 見積から納品確認及び支払までの妥当性を検証並びに購入物品の稼働状況について確認 | 4日 19/3/5 ～ 19/3/8 | 5人 | 財務部, 医学・病院事務部, 教育福祉科学部, 高等教育開発センター |

資料 8-4 会計監査結果の状況

| | |
|-----------------|---|
| 第 1 回 | 業務経理，貸付経理，保健経理及び財形経理について，元帳，補助簿及び関係書類を突合の結果，適正に処理されていた。 |
| 第 2 回 | 軽微な事項を除いて特に大きな問題はないが，次の事項について検討を依頼した。 ・ 随意契約にて毎月行っている給食補助業務事例の年間請負契約への変更について ・ 現金の取扱いを一人で行っている事例の内部牽制体制の整備強化について |
| 第 3 回 | 各研究者における研究費の使用及び物品の管理状況等，並びに事務局における関係書類の整備，契約及び研究費の経理などは概ね良好であった。次の事項について改善提案を行った。 ・ 交付決定前の使用における理事（財務担当）の承認について ・ 厚生労働省関係の補助金に係る支出簿の作成について ・ 謝金の協議による単価について |
| 第 4 回 | 概ね良好であった。なお，書類への計数の記載漏れなど軽微な不適切事項が見受けられたため，通常業務時での内部チェック体制を見直すとともに，定期的に上席者が書類のチェックを担当者とは別な目で行い，指導するように依頼した。 |
| 重点監査 (旅費・謝金) | 旅費関係は航空機の半券及び領収書等の照査を行い，4 件の返戻手続きを指導した。謝金関係は所得税の徴収漏れ出勤状況を確認し，教員及び学生に対して抽出による面談調査を行い，資金プールなど不正行為のないことを確認した。 |
| 重点監査 (契約) | 契約関係は軽微な不適切な処理があり，内部牽制体制の強化を依頼した。 教育改革経費等で購入した物品の稼動状況は，講義，遠隔会議などに有効活用されていたが，更なる活用とコンテンツを増やすことを依頼した。 |

9. 危機管理

(現状)

本学におけるこれまでのリスク対応は，各部署が連携してリスクの把握と改善に努めてきた。

平成 17 年度には，危機管理体制に関する要項を定めて，法人として総合的，体系的に適切な対処をする体制を整えた。危機事象発生時における経過を把握するため，危機事象発生報告書に加え，危機事象対応報告書の様式を作成し，経過の把握に努めている。

(評価)

法人として総合的，体系的に適切な対処をする体制を整えるとともに，諸事案に対して実効的な対応を進めることができた。